

TM5(商標五庁)協力の取組について

Efforts for TM5(Five Trademark Offices) Cooperation

特許庁 審査業務部商標課商標企画専門官 **林田 悠子**

PROFILE: 平成 14 年特許庁入庁。総務課、調整課を経て商標審査、商標行政に従事し、平成 24 年 4 月より現職。

1 はじめに

経済のグローバル化が進み企業間の競争が国際的にも激しさを増す中で、高い価値を有する国際的なブランドの確立及び保護のため、商標権の活用がますます重要になってきている。企業の国際展開を支援するためには、世界各国で安定した商標権を速やかに取得でき、適切に保護されるような環境を整えることが不可欠である。

そのような状況を踏まえ、商標分野においては、これまで日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）の三庁における協力（商標三極）を 2001 年から推進してきたところ、その商標三極に、韓国特許庁（KIPO）、中国国家工商行政管理総局（SAIC）をメンバーに加え、2011 年 12 月、商標五庁による新たな協力枠組みである商標五庁会合（TM5）が創設されることとなり、2012 年 10 月に第 1 回会合がスペイン・バルセロナで開催された。

TM5 では、年次会合及びフォローアップのための中間会合が開催され、各庁の最近の施策や互いの審査運用等の情報交換を行っているほか、特に実務レベルでの検討、対応を行っていくことが合意された取組をプロジェクト化している。現在、商標三極からの継続プロジェクトと TM5 による新たなプロジェクトとを合わせ、商標分野では 9 つのプロジェクトについて協力が進められている。また、2008 年に日米欧三庁間の協力が意匠分野に拡大され、日米欧韓の四庁が意匠分野の専門家による会合を並行して行っている。

本稿では、商標分野の 9 つのプロジェクトの概要をご

紹介したい。

2 TM5 の協力プロジェクト（商標分野）について

（1）商品役務表示便覧プロジェクト

商品役務表示便覧プロジェクト¹は、商標出願で指定する商品・役務の表示としてメンバー庁間の審査において相互に認めることができる商品・役務表示のリスト（ID リスト）を構築するものである。官庁間で共通に認められる商品・役務表示をあらかじめ明らかにしておくことにより²、出願人は、本プロジェクトに参画している官庁に商標出願を行う際に商品・役務表示に関する拒絶理由を回避するのに役立てることができ、官庁側も審査負担の軽減が期待できる。

本プロジェクトは、商標三極の枠組みが創設された翌 2002 年から取り組みが開始され、9 つのプロジェクトの中では最も古くから協力が行われているものである。ID リストに掲載したい商品・役務表示を各メンバー庁が毎月一定件数提案し、各庁の検討を経て、相互

1 商品・役務の表示を“identifications”の略で「ID」、相互に受入れ可能であることが合意された商品・役務表示のリストを「ID リスト」、本プロジェクトを「ID プロジェクト」と称している。商標三極の枠組みにおいては、「ID リスト」は「三庁リスト（Trilateral list）」と称されていた。

2 我が国では、独立行政法人工業所有権情報・研修館の特許電子図書館（IPDL）の検索メニュー中の「商標検索」－「7. 商品・役務名リスト」において、「三庁リスト（区分・英語表記のみ）」をチェック、使用言語「英語」を選択し、商品・役務名の欄にキーワードを入力することにより、これらの表示を検索することができる。

に認めることができると合意された表示が ID リストに蓄積される仕組みとなっており、2013 年 7 月現在で約 14,000 件の商品・役務表示が蓄積されている。現在、JPO、USPTO、OHIM、KIPO の四庁が商品・役務表示の提案及び投票をすることができるメンバー庁であり、この他に、カナダ、シンガポール、フィリピン、メキシコ、ロシアの五庁が参加庁として ID リストを利用している。

ID リスト上の表示を採択可能（拒絶理由の対象とならない）な官庁が増えれば、特にマドリッド協定議定書に基づく国際出願を行うユーザーにとってメリットが大きい。そこで、今後は、TM5 の重要なパートナーである SAIC の本プロジェクトへの参加に向けて JPO としても最大限の協力を行っていくとともに、TM5 以外の官庁、特に ASEAN 諸国の官庁に対して参加庁となって ID リストを利用するよう呼びかけていく予定である。

(2) TM クラスとタクソノミーに関するプロジェクト

「TM クラス³」とは、OHIM が開発した EU 域内の各商標庁において認められる商品・役務表示を一括して検索照会することができるツールであり、タクソノミーとは、この TM クラス内に蓄積されている商品・役務表示を階層構造化して表示しようとする試みである。本プロジェクトは、OHIM が EU 域外の官庁の TM クラス及びタクソノミーへの参画を促すことを目的として提案し、2012 年に TM5 のプロジェクトとなった。JPO は、我が国及び海外ユーザーの利便性向上に資するべく 2012 年 10 月に TM クラスへの参画を表明し、TM クラスに蓄積するための商品・役務表示データの提供等の協力を行っている。

タクソノミーは、ユーザーが商品・役務表示を体系的に検索できるようにするためのツールであり、2013 年 7 月に OHIM のホームページにおいて公表された⁴。

タクソノミーは、各国官庁の実体審査や権利範囲の解釈等に何ら影響を与えるものではないが、ユーザーに誤解や混乱が生じることのないよう、タクソノミーの階層構造の分析等、必要な検討を行っているところである。

今後は、TM クラスへの蓄積データ提供に引き続き協力するとともに、タクソノミーに関する議論を行う予定である。

(3) 図形商標のイメージサーチプロジェクト

商標審査における図形商標の検索には、現在ウィーン図形分類に基づく検索キーが用いられている。これに対し、画像同士の比較により検索を行うイメージ検索エンジンがあるが、現在のところ、商標審査において利用可能な検索精度を有する検索エンジンが開発されるには至っていない。

イメージ検索は、ウィーン図形分類による検索のように検索対象図形の母集団から同一のキーを有する図形を「抽出」する仕組みと異なり、検索対象図形を類似度の高い順番に「並べる」という仕組みであるが、全体の形状が「同一」又は同一に極めて近い「酷似」の図形については、検索結果の上位で網羅可能である一方、「類似」の図形については必ずしも検索結果の上位に表示されない。そこで、本プロジェクトでは、同様の問題意識を有する TM5 のメンバー庁と共同で、図形商標の「類似」の範囲を研究し、システム面からみた分析を行うことで、イメージ検索エンジンの課題を整理し、開発促進に資することを目指している⁵。

これまでの分析で、例えば、図形と文字の結合があるパターン、図形の色彩の階調（ネガポジ）が反転しているパターン、図形の向きが異なるパターン、図形に背景が付されているパターン等々について、期待する検索結果が得られないことが明らかになっている。これらの課題については、特殊なチューニングにより検索精度が上がるパターンと、効果的なチューニングが難しいと考えられるものがあり、今後更に分析が進められる予定である。

3 OHIM のホームページからアクセスすることができる (<http://tmclass.tmdn.org/ec2/>)。

4 WIPO のニース国際分類専用ウェブサイトにおいてもタクソノミーが採用され、商品及びサービスのアルファベット順一覧表とともに公表されている (<http://www.wipo.int/classifications/nice/en/>)。

5 本プロジェクトは、検索エンジンの共同開発等を行うものではない。



(4) 共通ステータス表示プロジェクト

本プロジェクトは、各庁のユーザー向けの商標検索データベース⁶において、一般ユーザーに分かりやすい商標案件の状態（出願中、登録、最終処分、等のステータス）の表示を、メンバー庁間で共通化する取組である。各国の制度の違いや、各庁のシステム対応の可能性等を考慮しながら、具体的な表示案や表示方法についての検討が行われている。

(5) 商標情報におけるユーザーフレンドリーなアクセスに関するプロジェクト

本プロジェクトは、官庁によるウェブベースの商標関連情報提供サービスについて、ユーザーフレンドリーな情報提供のための改善等を検討するプロジェクトであり、具体的には、OHIM から「TM ビュー⁷」への TM5 メンバー庁の参画が提案されている。TM ビューとは、OHIM が管理運営する EU 域内の商標検索及び詳細情報の照会を一括して行うことができる検索ツールであるが、現在 OHIM は、EU 域外の各国官庁にも積極的に参画を呼びかけており、EU 域外官庁では、これまでにメキシコ、ノルウェー、トルコ、モロッコが参画している（2013年8月現在）。本プロジェクトでは、TM ビューへの各庁の参画可能性について技術的問題点等が検討されている。

(6) 悪意の商標出願対策プロジェクト

他人の周知・著名商標等を第三者が無断で商標出願をする、悪意の商標出願（いわゆる冒認商標出願）が世界共通の問題となっている。この問題については、商標三極会合においても議論され、2010年及び2011年には、商標三極及び SAIC が共同で北京においてセミナー

を開催した。その後、TM5 の枠組みにおいても、悪意の商標出願に関する議論を継続することが合意され、本プロジェクトでは、TM5 メンバー庁で問題意識を共有するとともに各庁における商標の適切な保護のための有効な対策に役立てることを目的として、悪意の商標出願に適用する法令・運用についての各庁の情報をレポートにとりまとめることとなっている。本年10月には、東京で悪意の商標出願に関するセミナーを開催予定であり、引き続き本問題への対処についての検討及び情報発信を行っていく予定である。

(7) 共通統計プロジェクト

TM5 各庁の統計情報を定期的に交換するプロジェクトである。現在、統計取得項目、交換データの取得周期、交換頻度、交換フォーマット等について担当者間で議論が行われている。また、各庁の制度的な違い（例えば、先後願の類否判断等の相対的拒絶理由を職権審査するか否か、付与前異議か付与後異議か、一出願多区分制度か否か等）や、審査順番待ち期間（いわゆる FA 期間）のカウント方法の相違等により、一概にデータの比較ができない項目があることから、各項目の定義についても議論が行われている。

(8) TM5 ウェブサイト構築プロジェクト

TM5 のウェブサイト構築し、各庁間の情報共有及びユーザーへの情報発信を行うためのプロジェクトである。TM5 ウェブサイトでは、TM5 の会合の予定や、共同声明、各プロジェクトの概要や進捗状況等が掲載される予定である。現在、ウェブサイトの技術的開発、レイアウト、コンテンツの詳細な検討等が行われている。

(9) ユーザー会合

JPO がホストし東京で開催された第9回三極会合（2010年12月）で初めて三極の商標庁とユーザー団体の代表が直接意見交換を行うユーザー会合が開催され、これを受け継ぐ形で TM 5 の年次会合においてもユーザー会合が行われている。ユーザー会合では、各庁の最近の取組（例えば、最新の施策や、制度・運用改正、審査処理状況や審査の品質監理に関する取組等）についての紹介及びユーザーとの質疑応答が行われると

6 JPO では「IPDL（特許電子図書館）」、USPTO では「TESS (Trademark Electronic Search System)」及び「TSDR(Trademark Status and Document Retrieval)」、OHIM では「CTM-online」、KIPO では KIPRIS(Korea Intellectual Property Rights Information Service)、SAIC では商標局の「中国商標網」により、ユーザー向けに商標の出願・登録情報の提供が行われている。

7 OHIM のホームページからアクセスすることができる (<http://www.tmview.europa.eu/tmview/welcome.html>)。

もに、TM5 の各プロジェクトについてその概要と進捗が報告され、ユーザーからの質問や意見、要望を受け付け、率直な意見交換が行われている。ユーザー会合は、TM5 の取組について、ユーザーの視点をどのように反映していくかを検討するうえで重要な会合となっている。

3 おわりに

商標庁間の率直な意見交換や情報交換を通じて商標制度や運用の改善に繋げることを目的として、商標三極会合が初めて開催された 2001 年から 10 年以上が経過し、中国及び韓国が参加する TM5 が発足して、商標分野で世界をリードする官庁間の協力は新たな局面に入っている。これら各官庁間の協力は、二国間の関係のみならず、このような多国間の場でも推進していくことがますます重要となっている。

また、TM5 会合にオブザーバーとして参加している WIPO（世界知的所有権機関）との協力も欠かせない。

次回の TM5 会合は、2013 年 12 月に韓国ソウルで開催される予定である。今後も引き続き各プロジェクトの取組を推進し、TM5 の国際協力の発展に貢献することにより、我が国企業のグローバルな事業活動の支援に努めていく所存である。